

平成 25 年度 第 7 回東区協議会次第

日時：平成 24 年 10 月 11 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 答申事項について

平成 26 年度 東区役所費の予算概要について

【区振興課】

(2) 協議事項について

東区協議会推薦会の設置等に関する要綱の改定について

【区振興課】

4 その他

(1) その他

(2) 10 月の開催予定

第 8 回：平成 25 年 10 月 23 日（水）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 31、32 会議室

11 月の開催予定

第 9 回：平成 25 年 11 月 日（ ）午後 1 時 30 分から

会場

5 閉会

(案)

第10号様式

浜東区協第2号
平成24年10月12日

浜松市長 鈴木 康友 様

東区協議会
会長 石津 幸子 印

諮問事項に対する答申について

平成25年9月9日付け浜市協第114号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第11号様式のとおり

(案)

第11号様式

諮問事項に対する答申書

東区協議会

件名	平成26年度東区役所費の予算要求の概要について
諮問内容	平成26年度東区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。 詳細は別紙のとおり。
答申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。 なお、地域力向上事業については、東区の独自性が発揮できるような 予算措置を講じていただきたい。
備考	

第8号様式

浜市協第 114 号

平成 25 年 9 月 9 日

東区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第 9 号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第 9 号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成26年度東区役所費の予算要求の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)					
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	平成26年度東区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。 詳細は別紙のとおり。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 平成25年10月11日				
担当課	東区区振興課	担当者	菊池 渉	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成26年度 東区役所費 予算要求の概要

東区役所

(単位：千円)

	26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
東区役所費	266,892	281,502	△ 14,610	
人件費（附属機関の委員等）	2,132	2,070	62	区協議会委員報酬
区管理運営事業	48,985	48,270	715	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	49,540	50,673	△ 1,133	天竜協働センターほか4館の維持管理経費
区協議会運営事業	330	330	0	区協議会に係る事務経費
行政連絡文書配布事業	45,160	44,712	448	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	102,945	119,830	△ 16,885	・自治会集会所整備助成事業 ・防犯灯設置維持管理助成事業
歴史街道文化振興事業	0	2,000	△ 2,000	歴史街道文化振興事業
俳句の里づくり事業	2,600	0	2,600	俳句の里づくり事業
地域力向上事業	15,200	13,617	1,583	・市民提案による住みよい地域づくり助成事業 ・区民活動・文化振興事業 ・区課題解決事業

平成26年度 地域力向上事業関連予算要求事業一覧表

平成25年10月11日 区協議会資料

(単位:千円)

	26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)
区大事業	2,600	2,000	600
地域力向上事業(右表に内訳あり)	15,200	13,617	1,583
総合計	17,800	15,617	2,183

【 地域力向上事業の内訳 】	26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)
助成事業	4,300	3,800	500
区民活動・文化振興事業	4,380	5,797	△ 1,417
区課題解決事業	6,520	4,020	2,500
合計	15,200	13,617	1,583

事業詳細あり

事業詳細あり

【区大事業】

事業名	26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	事業概要	H26 所管課
1 東区俳句の里づくり事業	2,600	0	2,600	事業目的・効果	区振興課
				実施時期	
				事業内容	
				<p>松島十湖をはじめとする多くの俳人を生み出した地域性を活かし、東区を「俳句の里」と位置づけ、学校・地域を巻き込むことにより、歴史と文化の香るまちづくりを目指す。</p> <p>地域や学校を事業に参画させることにより、地域愛をはぐくみ、人との絆を生み出し、さらに、強めることにより、安心・安全なまちづくりを具体化する。さらに、俳句をテーマに文化振興を図り、地域事業者の連携を深めることによる地域産業の振興と、他都市からの来街者を意識した地域観光の振興を図ることができる。</p> <p>・小学校から一般までを対象に、気軽に参加できる俳句大会を開催する。</p> <p>・俳句大会へ投句(参加)する意欲向上のために、東区内の全ての小中高校へ講師を派遣しての俳句講座を開催する。</p> <p>・区民(市民)への俳句への理解と関心を高め、俳句普及事業として講演会などを開催する。</p> <p>・地域資源を啓発するとともに、歴史街道文化振興事業で作成した地域マップを活用したウォーキングを開催する。</p> <p>・俳句大会に入賞した作品を、広く広報するため入選句集として発行し、市内をはじめ広く配布する。また、ホームページなどに掲載することで投句者への魅力作りを図る。さらに、地域の協力により「十湖百句塚」に対象作品のプレートの掲出を行い、地域理解を深める。</p> <p>※平成25年度は区民活動・文化振興事業で実施。予算額2,500千円。</p>	
— 歴史街道文化振興事業	0	2,000	△2,000	※平成25年度で終了(平成23～25年度実施)	
	2,600	2,000	600		

【区民活動・文化振興事業】

事業名		26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	事業概要	H26 所管課		
1	第6回東区長杯キンボール大会	450	365	85	事業目的・効果	区民の大人から子供まで誰もが参加でき、手軽に楽しめるキンボールスポーツを通じて、区民及び区を越えた地域の交流と親睦を深め、体力と健康の増進を図ることを目的に、平成21年度より継続して開催している。 毎回、前回と比較し、内容の拡充と参加者数の増が認められ、今後も当事業の定着をはかり、もって、東区民の生活の充実を図り、東区の地域力の向上を目指したいと考える。	区民生活課	
					実施時期			平成26年6月～平成27年3月 ※本大会は平成27年3月に実施予定
					事業内容			キンボールスポーツの意義を広め、普及を図ることを目的に、キンボール教室を開催し、競技の魅力を一層引き立たせることを目的に、審判力の向上を目指した審判講習会並びに指導者研修会等を開催し、最終的に本大会を開催する。
2	「東区・家康公ゆかりの里」推進事業	1,500	1,500	0	事業目的・効果	浜松市が「出世の街 浜松」を進めている中で、東区として独自に家康公にかかわる事業を行うことで、交流人口の増加、区民のまちづくり意識の向上などの効果が見込まれる。	区民生活課	
					実施時期			平成26年11月
					事業内容			・歴史講演会の開催 ・区内で市民主体の事業での家康公にまつわる事業へののぼり旗等の貸し出しなどの支援事業 ・家康くんに付属するアイテムとして、鷹型のゆるキャラ(鷹型パペット)を制作し、東区独自のゆるキャラとする。 ・家康楽市へ出展し、東区の独自性をアピールしていく。
3	東区地域福祉講演会	280	280	0	事業目的・効果	高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けることができる町づくりのために、地域住民、自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉施設職員等が、何ができるか学ぶことを目的とする。 地域の様々な組織(団体)の役割、連携の必要性を改めて確認し、安心ネットワーク体制を地域に根付かせるきっかけづくりとなる効果が見込まれる。	社会福祉課	
					実施時期			平成26年9月頃
					事業内容			・講演会の開催 安心ネットワーク体制の先進事例を学ぶことができる講師を招き、地域住民、自治会、民生委員・児童委員協議会、地域における福祉活動実践者、福祉施設職員等を対象に講演を行う。

事業名		26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	事業概要	H26 所管課	
4	東区大型商業施設との連携事業	150	152	△ 2	事業目的・効果	区振興課 長寿保険課	
					実施時期		東区市野町地区には、イオンリテール(株)を中心に大型商業施設が集中している。全日多くの来客がある。浜松市や東区が推進する事業や地域住民の活動をPRする場として活用することにより、多くの市民にアピールすることができる。また、環状路線バス「ひがしくん」(イオン市野～天竜川駅)の利用促進もあわせて図る。
					事業内容		①随時 ②平成26年9月 敬老の日を含む1週間程度
					①交通安全、防災、防犯等の啓発活動を実施する(0予算)。 ②敬老の日の意識高揚を図るため、「おじいちゃん・おばあちゃんのための作品展」を開催する。 東区内の小学生や園児の絵画などの作品に、おじいちゃん・おばあちゃんへのメッセージを付して展示する。 H25 和田小学校、和田東小学校 177作品の展示 H26 中ノ町小学校、蒲小学校(予定)		
5	東区市民映画音楽祭	2,000	0 ※追加配当 1,307	2,000	事業目的・効果	区振興課	
					実施時期		様々な世代で共通して親しみ、楽しめる映画音楽をキーワードに、東区にゆかりのある音楽家を積極的に活用し、地域資源の掘り起こしを行うことで、地域文化の活性化を図り、歴史と文化の香るまちを実現する。さらに、市民協働による事業運営を行うことで、地域力の向上を目指す。
					事業内容		平成26年10月～12月
					地域の小中高校の吹奏楽や合唱、音楽愛好家、東区在住又は出身の演奏家を招き、映画音楽にちなんだ曲目を中心としたコンサートを開催する。あわせて、映画評論家や映画監督など、映画音楽を題材とした講演会等を実施する。		
—	東区俳句の里づくり事業	0	2,500	△ 2,500	※平成26年度は、区大事業へ		
—	劇団たんぽぽ演劇公演	0	1,000	△ 1,000	※平成26年度は、予算要求見合わせ		
		4,380	5,797 (※含む7,104)	△ 1,417			

【区課題解決事業】

事業名		26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	事業概要		H26 所管課
1	東区交通安全声かけ運動 ～交通事故ワースト1脱出大作戦～	2,800	2,500	300	事業目的・効果	大型SC(イオン市野店等)でのフェア開催によって、東区の交通事故発生状況、事故を回避するための情報を提供することで、交通事故削減を図る。また、シミュレーターを使用することで、身近な事故の危険性を体験してもらう。 さらに、交通死亡事故の大半が高齢者が被害者となっていることから、特に高齢者を対象に、チラシ、反射材等を配付し、歩行者や自転車が自らの身を守ることで、交通死亡事故の削減を図る。	区振興課
					実施時期	○東区交通安全フェア:9月、12月 ○交通安全サポーターズ倶楽部:通年 ○交通死亡事故ゼロを目指して:9月 ○高齢者の交通安全対策事業:通年	
					事業内容	○東区交通安全フェア 内容:シミュレーターを用いた体験型交通安全教室の開催など 回数:2回 開催時期:交通安全運動期間(9月、12月) 対象:東区民 ○交通安全サポーターズ倶楽部 内容:加入者に対し、反射材、マグネットステッカーを配布し意識の高揚を図る。 対象:東区民(特に、高齢者に重点的に配布する) ○交通死亡事故ゼロを目指して 内容:警察関係者や交通に関する専門家による交通事故防止講演会を実施し、地域における交通事故削減の意識を高揚する。 ○高齢者の交通安全対策事業 内容:今年度実施している長上セーフティガード作戦を他地区でも実施し、高齢者の交通事故を防ぐ。	
2	中学生自転車危険予知体験教室	1,350	1,200	150	事業目的・効果	日常生活における自転車のマナーの悪さが目立つ中高生や、高齢者の意識を改善させて自転車事故削減を目指す。	区振興課
					実施時期	平成26年6月から平成27年2月	
					事業内容	・模擬交通事故スタント ・参加者は、区内の中学生及び地域住民 ・場所は、中学校のグラウンド	
3	健康力アップ in 東区	320	320	0	事業目的・効果	区民の健康づくりに取り組むきっかけづくりを目的に、区内の食品関連事業者と協働にて、健康情報の発信を行う。 様々な年齢層の区民の来店が見込まれるため、幅広い健康づくりの普及啓発が期待できる。	健康づくり課
					実施時期	平成26年6月	
					事業内容	食生活、口腔衛生、運動といった生活習慣を見直すことが大切であることを、区民が楽しみながら健康づくりの情報を提供できるようなイベントを実施する。(大型店舗3～4店舗を予定) ①健康ウォークラリー ②野菜350グラム当てようクイズ ③健康や口腔衛生に関するクイズ ④健康パネルやPOP等健康情報の掲示 など	

事業名		26年度当初 要求額A	25年度当初 予算額B	増減 (A-B)	事業概要		H26 所管課
4	ノルディック・ウォークで健康力アップ	50	0	50	事業目的・効果	健康はままつ21の目標である健康寿命の延伸を図るため、ノルディック・ウォーキングを通して効果的な運動を実践し、健康力のアップを図る。また、生活習慣の一環として運動を継続して行うことにより、健康の維持・増進に努め健康づくりの意識の高揚を高める。	健康づくり課
					実施時期	平成26年10月～平成27年2月で3回	
					事業内容	健脚ころばん教室等の受講者を対象に、ノルディック・ウォーキングの効果的な運動方法や必要性を学ぶ。 基本的な知識とポールの使用法、通常歩行とノルディック・ウォーキングの違いを体験し継続的な健康づくりを提供する。	
区長裁量分		2,000	※全区で 10,000	2,000			
計		6,520	4,020 ※含まず	2,500			

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	東区協議会推薦会の設置等に関する要綱の制定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成 25 年度で任期が終了する委員を選任するため、東区協議会推薦会を設置します。</p> <p>この推薦会の設置については、設置条例施行規則第 3 条第 1 項に規定されているとおり、推薦会の組織及び運営に関する必要な事項について、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定めます。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>東区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）について協議していただき、要綱を制定するもの。</p> <p>要綱（案）は、別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区区振興課	担当者	菊池 渉	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東区協議会推薦会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び~~地域自治区~~協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）~~第2条の2第3項~~第3条第3項の規定に基づき、東区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 推薦会は、東区協議会委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、平成~~24~~26年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

(会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

~~（区協議会が必要と認める事務）~~

~~第4条 条例施行規則第2条の2第1項第4号の区協議会が必要であると認める事務は次のとおりとする。~~

~~(1) 区協議会委員の全体構成~~

~~(2) 条例施行規則第2条第2項の規定による公募において、応募者がいない又はふさわしいと認められる者がいないときの区協議会委員の推薦者の案の策定方法の決定~~

(会議)

~~第~~4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する

推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

(庶務)

~~第5~~条 推薦会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

~~第7~~6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

東区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第3項の規定に基づき、東区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、東区協議会委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、平成26年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

東区協議会推薦会の概要について

1 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

(1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

◇地方自治法（抜粋）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政実例（昭和24. 1. 13）

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

(委員の公募)

第5条 附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を担当する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

(2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

(3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・ 公共的団体等の選定案の策定
- ・ 公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・ 直接指名委員の推薦案の策定
- ・ 公募委員の公募の方法の決定
- ・ 区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2期目）で構成することが望まれます。

①要綱の制定

推薦会の設置については、設置条例施行規則第3条第1項に規定されています。委員会の組織及び運営に関する必要な事項については、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定めます。

②会議の運営

会議の運営については、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」に基づいて行います。

会議の運営に関して、要綱に定めていない事項については、区協議会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については区協議会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

◇浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議開催情報の公開）

第2条 附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

2 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題又は内容
- (5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）
- (6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応
- (8) 傍聴手続
- (9) 会議録の写しの入手方法
- (10) その他必要な事項

3 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

- (1) 公民館、市政情報室その他庁舎内での掲示
- (2) 市のホームページへの掲載

（原則公開）

第3条 附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

3 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあつては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

（公開の可否の決定）

第4条 前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝4月1日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定 ・推薦会委員の選任 			
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・新委員について行政経営課に事前協議 (委嘱までに行えば足りる)
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員募集 広報はままつ市・区HP等に募集記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議会へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の選考 	
2月				<ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				<ul style="list-style-type: none"> ・新委員委嘱 ・行政経営課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

(4) 選任までの流れ（標準モデル）

①委員構成検討及び推薦会設置要綱の制定（区協議会）

- ・委員構成（分野など）の意見交換（必要に応じて）
- ・推薦会設置要綱（ひながた参照）の検討・決定

②推薦会の開催（推薦会）

推薦会については、選考の進捗状況より必要な回数を開催します。

●第1回推薦会

区協議会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・推薦会会長の互選
- ・推薦会の役割の説明
- ・附属機関の設置及び運営に関する基本指針の説明
- ・区協議会公募委員選考要領（ひながた参照）の検討及び決定
- ・区協議会公募委員募集要項（ひながた参照）の検討及び決定
- ・会議の公開・非公開の決定（以後の会議分も含む）

●第2回推薦会

推薦会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

- ・団体推薦委員の公共的団体等の選定
- ・公募委員の選考
- ・直接指名委員の選考

③新委員推薦案の承認（区協議会）

推薦案の公募委員及び直接指名委員に現区協議会委員が含まれる場合は、当該委員は自己の推薦に係る事項の議事に加わることができません。（設置条例施行規則第5条第4項）

定足数に満たないことのないように、必要に応じて議事を分離します。

会議資料について、個人情報が含まれる可能性があるため、資料の作成や区協議会委員の資料管理への注意喚起、傍聴者への配布資料など配慮をする必要があります。

推薦会の推薦案が否決された場合は、否決の理由を添えて推薦会に差戻します。

④区協議会新委員の推薦事項の提出（区協議会）

（第1号様式 第2-1、2-2、2-3号様式 第3-1号、第3-2号様式）

⑤新協議会委員の委嘱（区振興課）

- ・公共的団体等への推薦依頼
- ・区協議会委員就任承諾書（第4号様式）の受領
- ・新委員の委嘱の起案・決裁（決裁者 担当副市長）

- ・新委員へ委嘱状交付
- ・行政経営課及び市民協働・地域政策課へ新委員報告

※ 区協議会からの推薦者等が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、その理由を添えて、区協議会に差し戻し、再度、推薦をしてもらいます。

(5) 公募の作業手順（標準モデル）

推薦会が公募を行う場合の標準的な作業手順は次のとおりです。

【手順1】 公募委員選考要領及び募集要領の決定

公募委員選考要領（ひながた参照）及び公募委員募集要領（ひながた参照）を検討・決定します。

<募集要項に記載する事項>（浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱より）

- ・名称
- ・所掌事務又は活動内容
- ・公募する委員の人数
- ・委嘱する期間
- ・会議の開催予定回数及び開催時期（曜日、時間帯等）
- ・応募資格及び応募するための条件
- ・報酬、費用弁償
- ・応募の方法及び応募期間
- ・選考方法
- ・選考結果の通知方法

【手順2】 公募委員の募集

広報はままつ及び市・区ホームページなどへ掲載その他の方法により募集要項の公示を行います。

公募期間は2週間以上です。

【手順3】 公募委員の選考

推薦会にて選考を行います。

※ 公募委員の選考に関する情報は、浜松市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない限り、極力公開に努めなければなりません。

したがって、応募者の氏名（選考されなかった者に係るものを含む）などの公開について、応募者に事前承諾を得る等の措置をとる必要があります。

【手順4】 選考結果の通知

公募委員の選考結果について、区協議会が市長へ推薦を行った後に応募者へ書面等（区協議会長名）で通知します。

※ 通知方法については、「公募委員募集要項」にて定めます。

区協議会の開催日程（10月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第6回	10月10日 (木) 13時30分～	浜松市役所 2階 21会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(協議)今後における高齢者福祉施策のあり方について ・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
	第7回	10月25日 (金) 13時30分～	浜松市役所 北館2階 201会議室	・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第7回	10月11日 (金) 13時30分～	東区役所 3階 31、32会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(協議)東区協議会推薦会の設置等に関する要綱の 制定について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
	第8回	10月23日 (水) 13時30分～	東区役所 3階 31、33会議室	・(協議)東区協議会推薦会の設置について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第6回	10月15日 (火) 13時30分～	西区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・その他	5人 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第7回	10月10日 (木) 13時30分～	南区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第7回	10月15日 (火) 13時30分～	引佐健康文化センター ホール2	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	5人 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第6回	10月10日 (木) 13時30分～	浜北区役所 3階 大会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
	第7回	10月22日 (火) 13時30分～	浜北区役所 3階 大会議室	・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第7回	10月11日 (金) 15時00分～	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(答申)平成26年度区役所費予算要求の概要 ・(諮問)水窪弓道場の廃止(管理主体変更)について ・(諮問)天竜弓道場の廃止について ・(諮問)天竜竜川体育館の廃止について ・(諮問)旧龍山地域自治区被災者生活支援基金の廃止 について ・(協議)今後における高齢者福祉施策のあり方について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：中谷
TEL 457-2243 (内線2243)